

定年退職者慰労規定

第1条 (目的)

定年を目前に控える組合員に対して、永年組合組織の発展に寄与した労と功績、定年後の生活設計・健康管理・自己による活性化等の助言を行う事を目的とする。

第2条 (対象者)

この規定の対象者は定年退職をむかえようとする組合員とする。
但し、元組合員であったM層社員も含む。

第3条 (制度)

慰労のために次の制度を設ける。

1. さわやかライフセミナー……第2条に該当し、かつ定年2年前迄の者を対象として、原則として年1回開催する。参加は自主参加とする。
2. 感謝状、記念品の授与……第2条に該当し、定年を迎えた者に、永年の労と功績に対する感謝状並びに記念品(10,000円相当)を授与する。

第4条 (慰労会の内容)

前条で定めた慰労会では次のことを行うものとする。

1. 退職金、社会保障制度の助言
2. 趣味、余暇、地域社会への取り組み方等への助言
3. 健康管理への助言
4. 交流会
5. その他

第5条 (予算)

一般資金より運用する。

第6条 (運営)

中央執行委員会が行う。

第7条 この規定の改廃は大会に於て行う。

第8条 この規定は、昭和57年9月1日より実施する。

(S63.8改定) (H5.8改定) (H11.3改定) (H13.8改定) (2022.8改定)